

村有林立木売払い競争入札心得

中 札 内 村

村有林立木売払い競争入札心得

(総則)

第1条 中札内村有林の立木売払いに係る競争入札に当たっては、別に定めるもののほか、この心得を承知して下さい。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった契約金額（消費税相当額を含んだ額）の100分の10に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の場合は、その全部又は一部の納付を免除します。

(1) 村を被保険者とする入札保証保険証券を提出したとき。

(2) 過去2年間に国又は都道府県若しくは市町村と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「入札」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人を立て入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。

この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）を代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することは出来ません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札。
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札。
- (3) 入札書に記名押印がない入札。
- (4) 所定の入札保証金の納付、又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札。
- (5) 一の入札者又はその代理人が、同一事項について2以上の入札をしたときの入札。
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札。
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札。
- (8) 郵便による入札で所定の日時までには到着しなかったもの。
- (9) 無権代理人がした入札。
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札。
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札。

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。ただし、入札執行者が入札を打ち切る場合は再度入札は行いません。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格で入札をした者を落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引により落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最高低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格以上で最高の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
- (2) その者と契約者を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

り申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の入札等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 入札に参加するにあたり、下記の事項を誓約していただきます。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、入札参加者が不利益を被ることになっても異議は一切受け付けません。

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6条から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。

(2) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

(3) 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。